

全国労働衛生週間 実施要綱等について 令和5年9月15日

中央労働基準監督署
安全衛生課

本日の内容

1. 全国労働衛生週間実施要綱の概要説明
2. 重点項目等の内容説明
 - ① 過重労働による健康障害防止対策
 - ② メンタルヘルス対策
 - ③ 転倒災害の予防対策
 - ④ 腰痛災害の予防対策
 - ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
 - ⑥ 石綿による健康障害防止対策
 - ⑦ 熱中症予防対策
 - ⑧ 「職場の健康診断実施強化月間」

実施要綱趣旨

- 昭和**25年**以来、今回で**74回目**
- 国民の労働衛生に関する意識高揚
- 職場の自主的な労働衛生管理活動を推進
- 労働者の健康確保を目的とする

現状

- 業務上疾病は近年は急激に増加し、昨年は全国で**165,495**人(コロナウイルス患者の急増により前年より**137,424**人増)
- コロナウイルス患者を除いた件数は**9,506**件（前年から**767**件増）

令和5年度の全国労働衛生週間は
「目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場」
をスローガンとして展開いたします。

全国労働衛生週間：10月1日～7日

準備期間：9月1日～30日

全国労働衛生週間に実施する事項(実施者:各事業場)

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会、見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

- 重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょよう。

重点事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

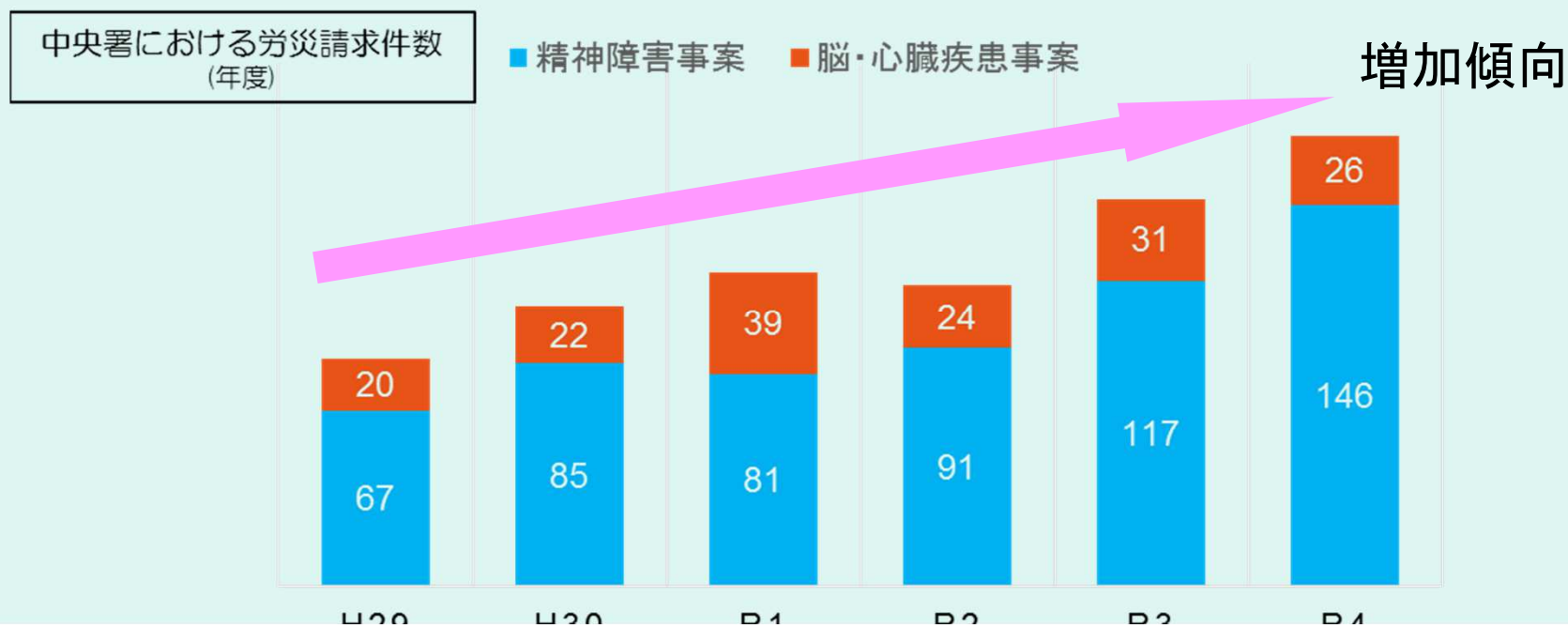
その他

- **労働衛生 3 管理の推進等**
労働衛生管理活動の活性化
作業環境管理の推進
作業管理の推進
職場の健康診断実施強化月間
等
- **作業の特性に応じた事項**
粉じん障害防止対策の徹底
電離放射線障害防止規則
騒音障害防止対策の徹底
振動障害防止対策の徹底
情報機器作業における労働衛生
管理対策の推進 等
- **東日本大震災の復旧工事**
における労働衛生対策推進
- **業務請負等他者に作業を行**
わせる場合の対策

1. 過重労働による健康障害防止対策

過労死等の労災補償状況(R4)

- 全国請求件数 3,486件(前年度比387件増)
 - 中央署請求件数 172件(前年度比24件増)
- 中央署で全国の請求件数の約5%を占める



過重労働による 健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



ポイント

時間外・休日労働の削減

健康管理体制の整備

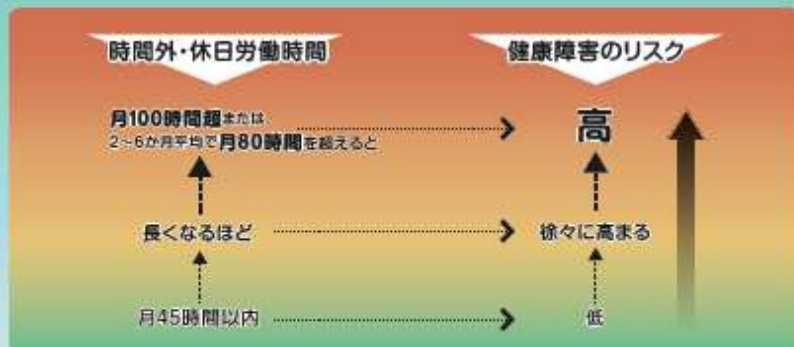
医師による面接指導の実施

時間外・休日労働時間の算定・申し出の手続き

医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

事後措置の実施の際に留意すべき事項

事業場で定める必要な措置に係る基準の策定



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月1日付基発0401第11号雇均発0401第4号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③ 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④ 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。



①ワークライフバランスの推進

- 時間外・休日労働時間を削減しましょう
 - ・・・36協定は限度時間等に適合したものに
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
 - ・・・年5日の年次有給休暇の取得が義務
- 労働時間等の設定の改善
 - ・・・勤務間インターバル制度の導入等

②労働時間の状況を適正に把握する

(安衛法第66条の8の3)

(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン)

【原則】

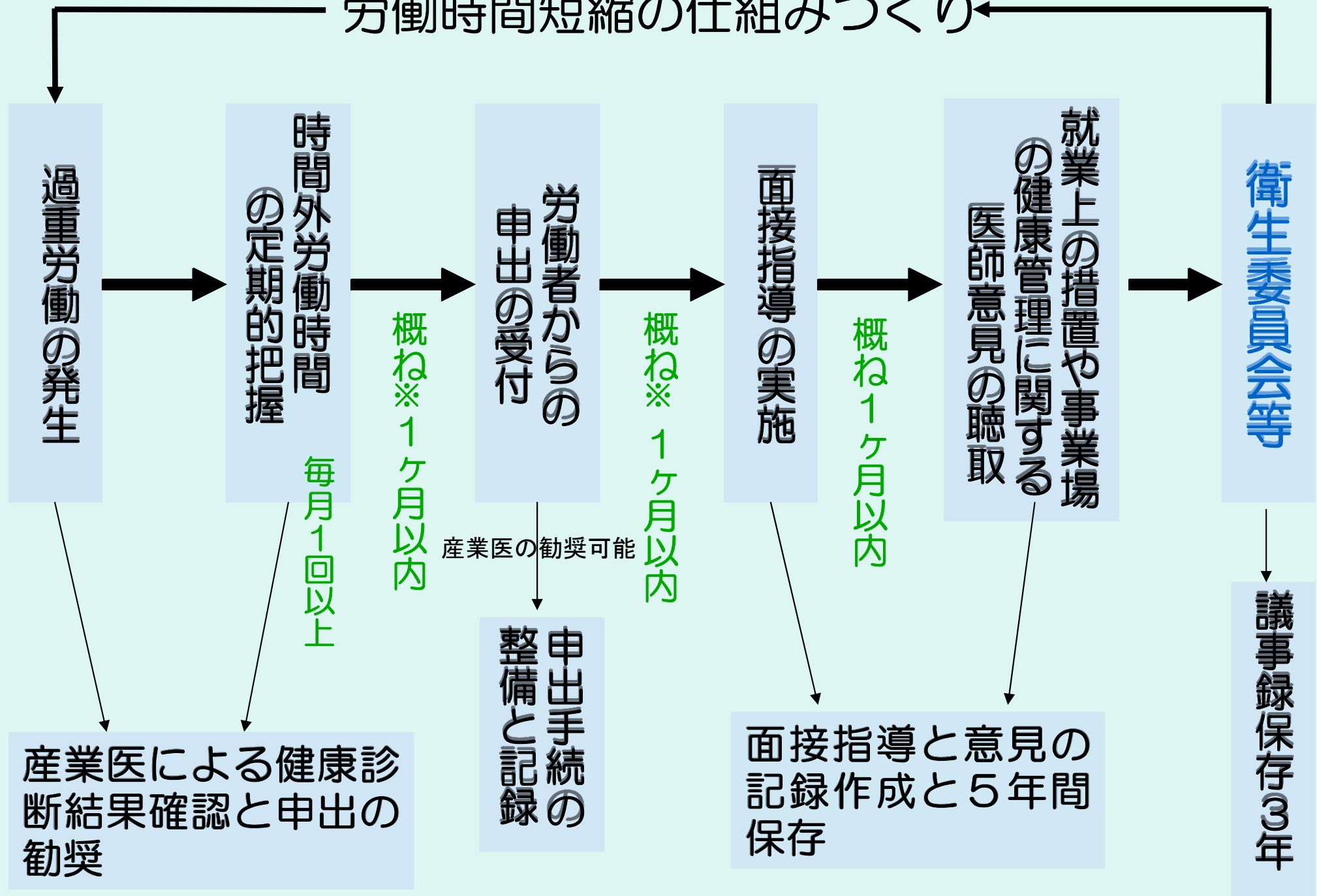
タイムカードによる記録、ICカード、パソコン等の電子計算機の使用時間の記録等客観的な方法等

【やむを得ず自己申告制の場合】

- 十分な説明
- 自己申告と客観的記録との間に著しい乖離がある場合は実態調査を行い、必要に応じて補正をする
- 適切な自己申告を阻害する措置を講じてはいけない

③長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

労働時間短縮の仕組みづくり



労働安全衛生法第66条の8の 面接指導に係る申出書

令和〇年〇月〇日

事業者 職氏名 殿

所属

氏名

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1. 面接指導を受ける医師 (いずれかにチェック)

- 会社が指定する医師
- 自分が希望する医師

2. 面接指導を受ける日時

令和 年 月 日 時～ 時又は
令和 年 月(初・中・下旬)

3. 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

面接指導は、所定の時間外・休日労働時間数以上になった場合、疲労の蓄積があり、労働者の申し出があって実施されるものです。

しかしながら、労働者の申し出を勧奨すること、申し出やすい職場環境づくりも大切です。

ご覧のような「申出書」を使用するなど、工夫いただくとよいでしょう。

2. メンタルヘルス対策

- 令和3年度の精神障害の労災認定件数は全国で629件。
- 4つのメンタルヘルスケアの推進
- 心の健康づくり計画の策定
- 衛生委員会等における調査審議

RELAX



職場における 心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～



～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～

改訂 心の健康問題により
休業した労働者の

職場復帰支援の 手引き



厚生労働省



独立行政法人労働者健康安

4つのケアの推進に関する教育

● セルフケア

ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解

ストレスへの気づき

ストレスへの対処

ストレスチェックの
結果通知

● ラインケア

職場環境等の把握と改善

労働者からの相談対応

職場復帰における支援など

集団分析の結果から
面接指導の事後措置
から

● 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

● 事業場外資源によるケア

心の健康づくり計画で定めるべき内容

- ① 事業者による方針の表明
- ② 推進体制
- ③ 職場環境等の把握・改善
- ④ 教育研修の実施
- ⑤ 相談体制の整備
- ⑥ 健康情報の保護
- ⑦ 計画の実施状況の評価及び計画の見直し

心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要ですが、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあり、事業場の実態に即した取り組みが必要です。そこで、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たします。

個人情報保護への配慮



盛り込むべき項目

取扱う目的

取扱い方法

(収集・保管・使用・
加工・消去)

取扱う者の権限と
健康情報の範囲

目的等の通知方法

本人の同意取得

開示、訂正

第三者提供の方法

健康情報の引継ぎ

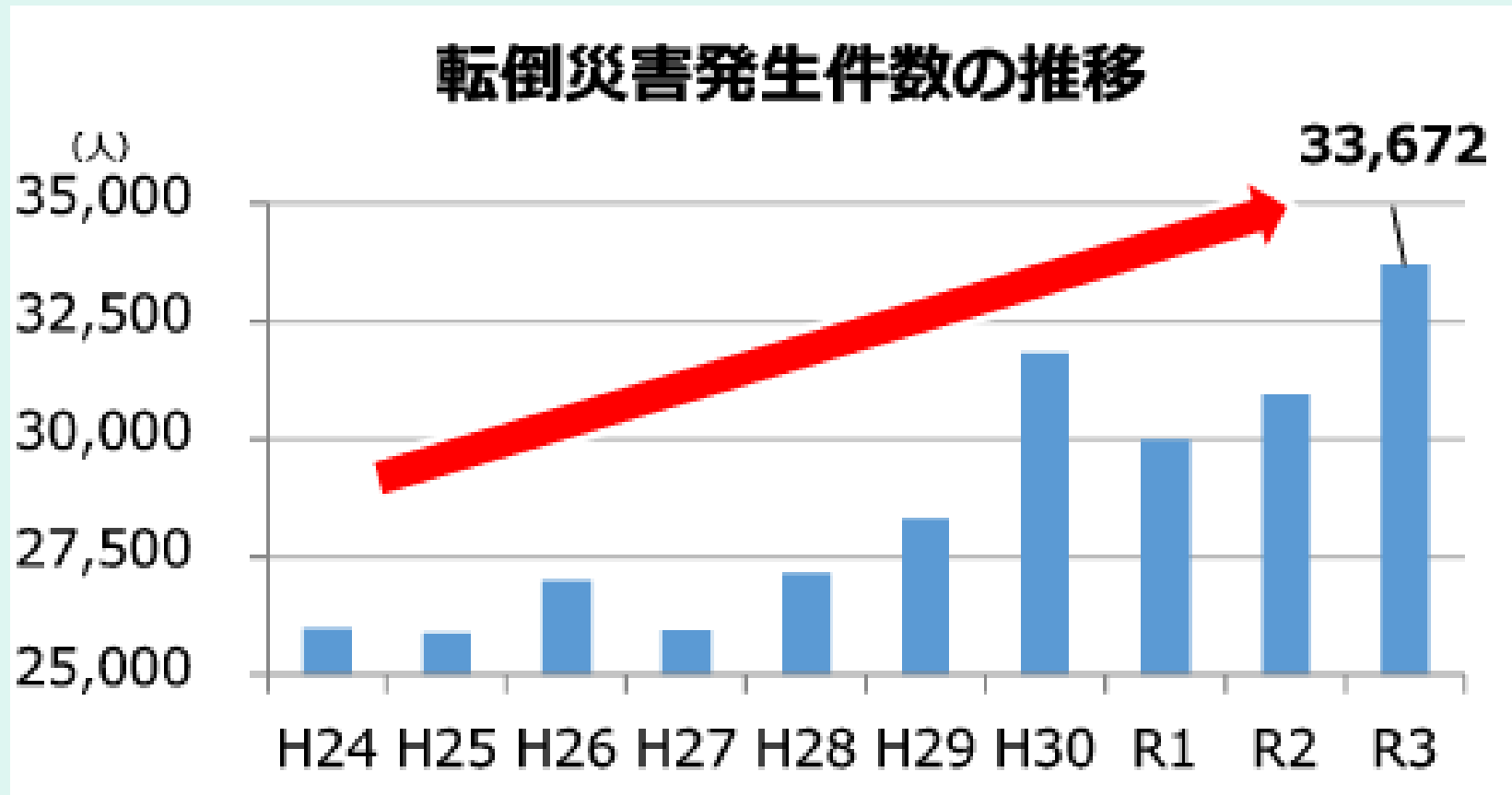
(事業継承・組織変更)



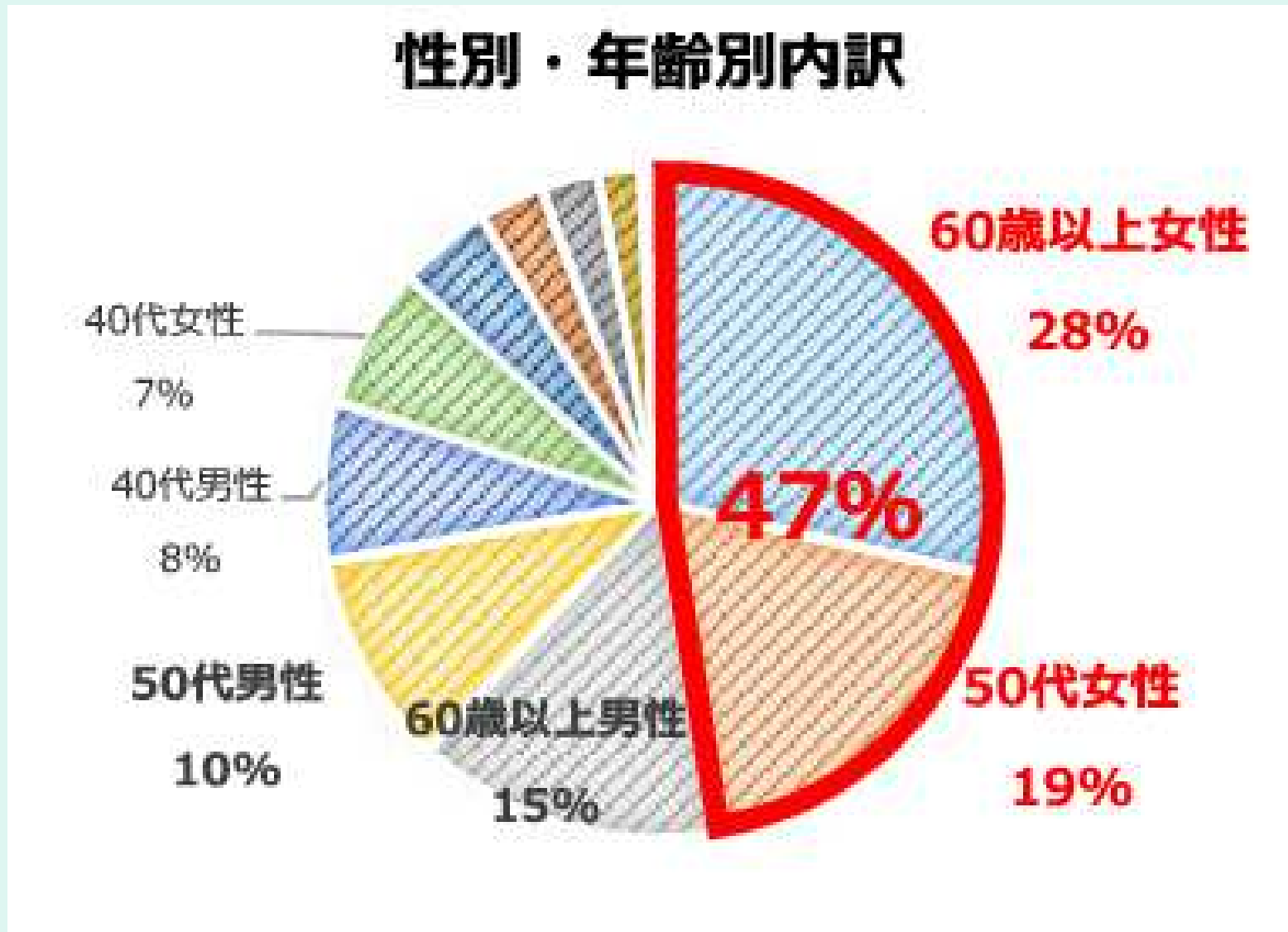
📄 手引きのリンク先は
こちら

3. 転倒災害の予防について

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況1



転倒災害(業務中の転倒による重症、休業4日以上)の発生状況2



転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況3

転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**

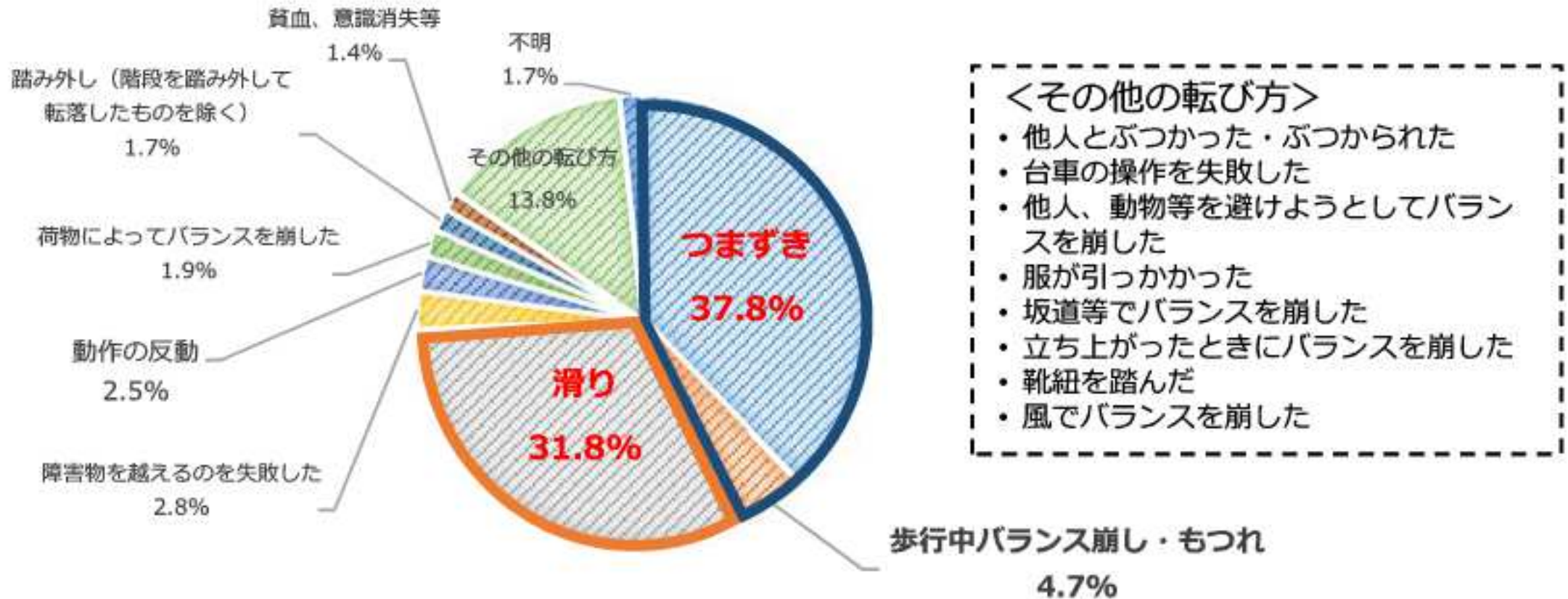
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況4

転倒時の類型



「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)




職場3分
エクササイズ




中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー


-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底




-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消

-  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
▶ 適切な通路の設定
▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶ 設備、什器等の角の「見える化」

-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

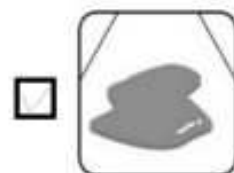


「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

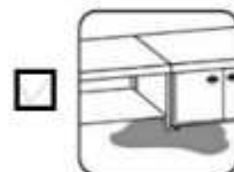
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

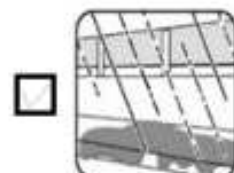


水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)

▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）

▶**防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場
安全衛生サポート事業

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

4. 腰痛災害の防止について



職場における腰痛予防対策指針

- リスクアセスメントおよびリスク低減対策の実施
- 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- 介護・看護作業や陸上貨物運送事業における作業者の身体負担軽減のための自動化や省力化

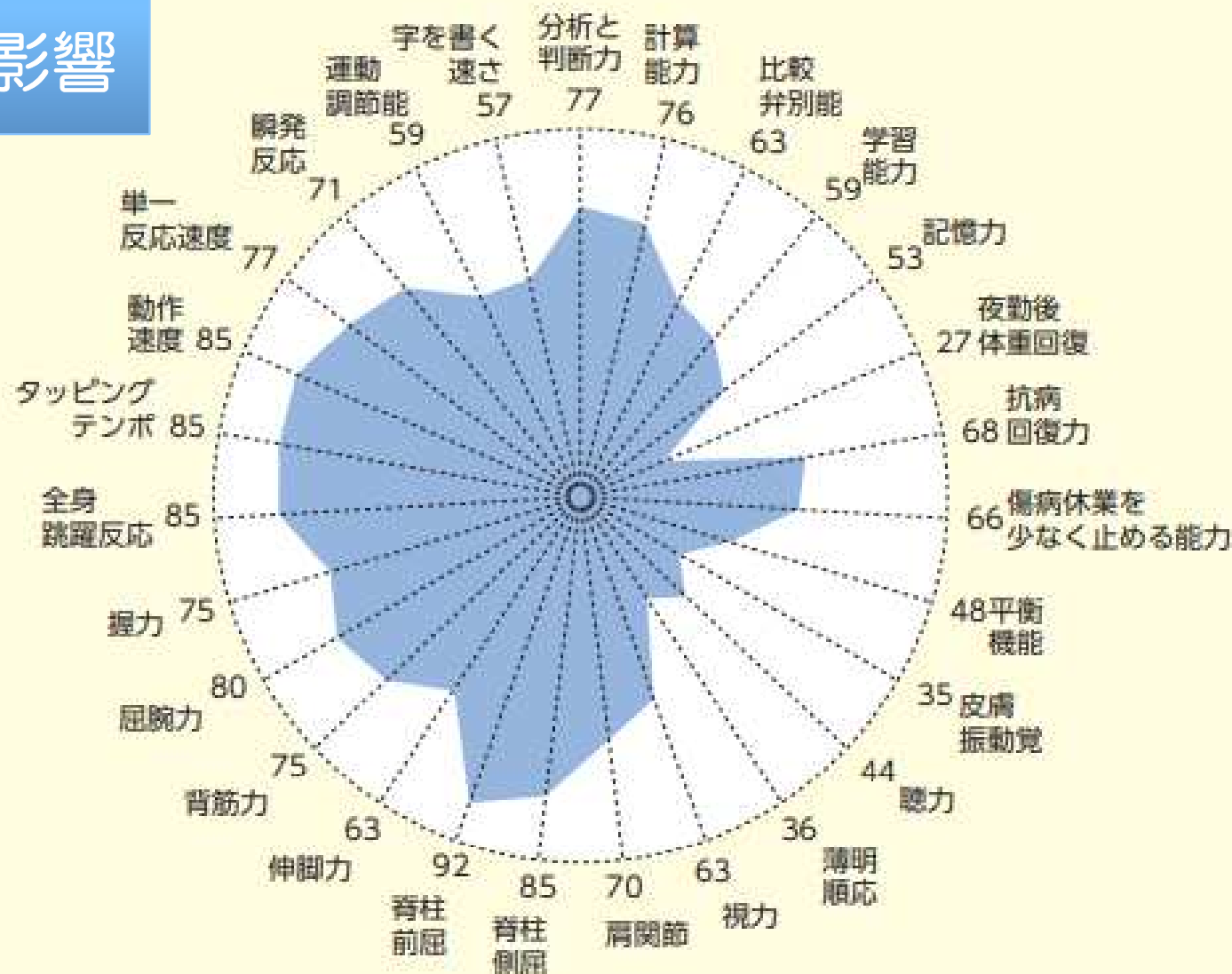
指針の内容を抜粋

- ① 満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は体重の概ね40%以下
- ② 満18歳以上の女子が取り扱う重量は男子労働者の60%位まで
- ③ 立ち作業を行う場合には、概ね1時間につき、1～2回程度小休止・休息
- ④ 作業台の高さは肘の曲げ角度が90度になる高さとする。
- ⑤ 床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいので、クッション性のある靴やマットを利用する。
- ⑥ 子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする

高年齢労働者の安全と健康確保のために

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係 (%)

加齢による影響



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力 (労働科学叢書53) 労働科学研究所1980 より)

高年齢労働者の安全と健康確保のために

- 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- 作業環境の改善、作業内容の見直し
- 雇入時健康診断や定期健康診断の確実な実施と、労働者の気づきを促すための体力チェックの活用

5. 化学物質による健康障害防止対策

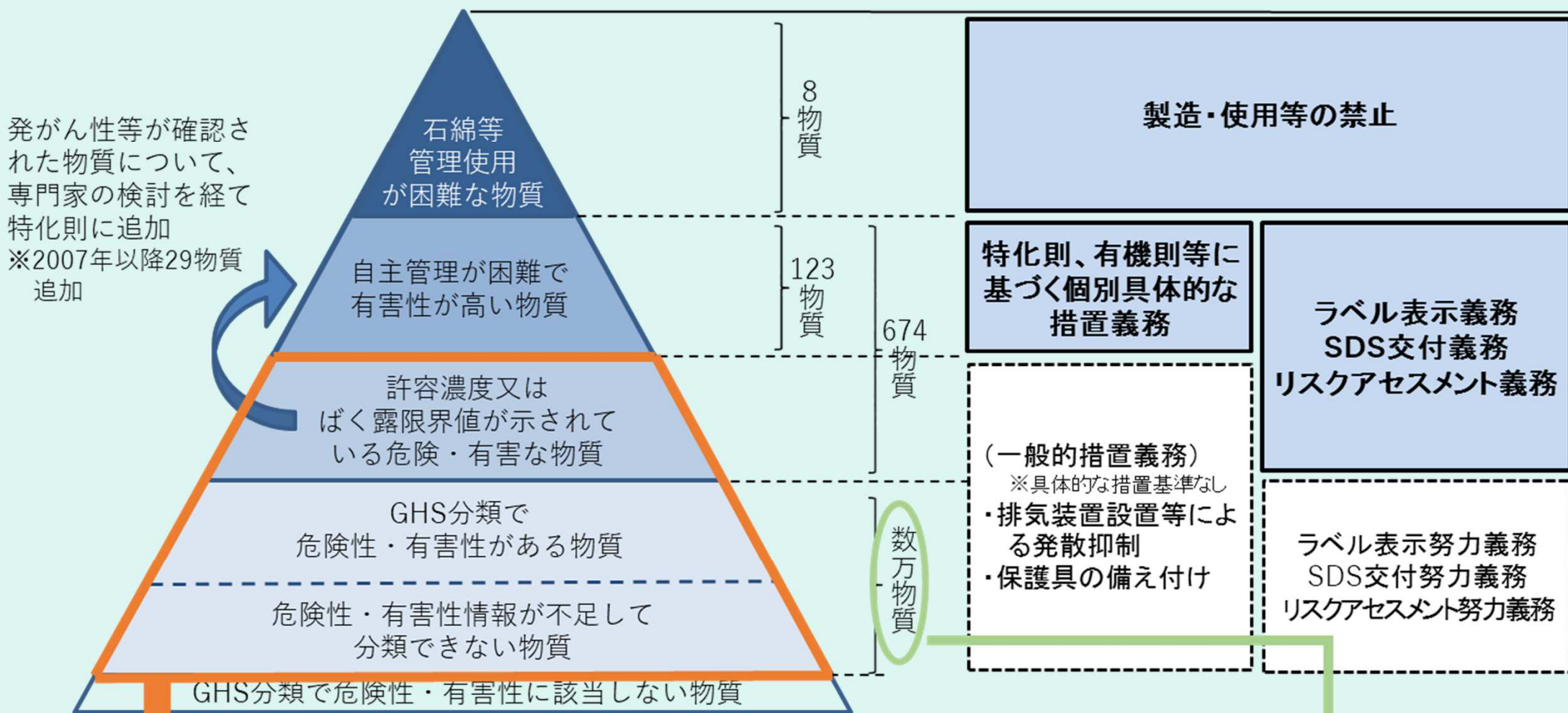
- 化学物質による休業4日以上の労働災害は450件程度で推移
- そのうち特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが 全体の8割



従来特別規則の対象となっていないすべての危険・有害な物質への対策を強化

- ①労働者の化学物質の危険性・有害性への理解を高める
- ②事業者がリスクアセスメントに基づき自律的な管理を行う

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>

有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国がばく露濃度基準を設定した物質

ばく露濃度基準未設定の物質

国による
GHS分類

国によるGHS未分類物質

（危険性・有害性情報が
少ない（不明が多い）物質）

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度をばく露濃度基準
以下とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務

皮膚等への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務等

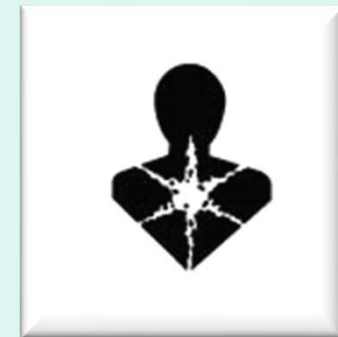
ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措
置を講じる努力義務

事業者措置義務がかかる範囲

ラベル



GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム。

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」

(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS

絵表示の意味

GHSのシンボルと名称

GHSのシンボルと名称

炎	円上の炎	爆弾の爆発
炎 	円上の炎 	爆弾の爆発 
腐食性	ガスボンベ	どくろ
腐食性 	ガスボンベ 	どくろ 
感嘆符	環境	健康有害性
感嘆符 	環境 	健康有害性 

絵表示の意味

危険有害性を表す絵表示

(菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細はGHS文書を参照のこと)

絵表示				
概要	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物	可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己発熱性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	可燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

以上は、物理化学的危険性。

絵表示					
概要	急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)	急性毒性(区分3)	金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性	水性環境有害性

以上は、健康および環境有害性。

絵表示の意味

急性毒性（経口）の区分と該当するラベル情報

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
LD ₅₀ (mg/kg) (判定基準)	5以下	50以下	300以下	2,000以下	5,000以下
絵表示					なし
注意喚起語	危険	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険	飲み込むと生命に危険	飲み込むと 有毒	飲み込むと 有害	飲み込むと 有害のおそれ

GHSモデルラベルの作例

メタノール Methanol 成分:メタノール 100%	CAS No. 67-56-1 LIN No. 1230 内容量:○○○g
	
危険	
危険有害性情報: <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性の高い液体及び蒸気 ・ 飲み込むと有害のおそれ(経口) ・ 強い眼刺激 ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・ 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害 ・ 眠気及びめまいのおそれ ・ 呼吸器への刺激のおそれ ・ 長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害 	
注意事項: <p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・ 使用前に取扱説明書を手入手すること。 ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・ 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・ 防爆型の電気機器、換気装置、照明装置を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・ 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・ 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・ 屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。 ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと ・ 取扱後はよく手を洗うこと。 <p>【救急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・ 吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・ 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。 ・ 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。 ・ 皮膚(又は毛髪)に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。 ・ ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ・ 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器を密閉して涼しく換気の良いところで施設して保管すること。 <p>【廃棄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 	
医薬用外劇物 火気厳禁 第四類 引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級II	
○○○株式会社 千000-0000 東京都△△区△△町△丁目△△番地 Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678	

絵表示

危険有害性情報

安全対策

応急処理

保管・廃棄

リスクアセスメント

- ◆ 「R i s k」… 危険性(・有害性)
- ◆ 「A s s e s s m e n t」… 評価・査定



「リスク・アセスメント(Risk・Assessment)」とは、
「危険性(・有害性)を評価(事前評価)する。」と
いうことです。

《法律》

- ◆ 安衛法 第28条の2 (安衛則第24条の11)
- ◆ 安衛法 第57条の3 (化学物質関係・※H28.6.1より施行)

《指針》

- ◆ 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H18.3.31公示)
- ◆ 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
(H27.9.18公示)

化学物質のリスクアセスメント実施支援

厚生労働省版コントロール・バンディング

対象: 有害性

コントロールバンディングとは

化学物質の健康有害性についての簡易なリスクアセスメント手法として「コントロール・バンディング」が導入されています。

化学物質(更新情報)

- 新規化学物質関連手続きの方法
- 安衛法名称公表化学物質等
- GHSモデルラベル・SDS情報
- GHSモデルラベル作成法
- 国際表示マーク(GHSとは)
- 強い変異原性が認められた化学物質

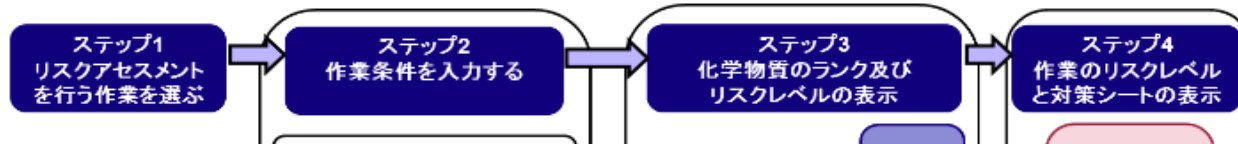
リスクアセスメント 実施支援システム

- 許容濃度等、化学物質のばく露限界値がなくても使用できる(粉じん等が生ずる作業は値設定が必要)。
- 化学物質の有害性情報は必要。
- 手法
 - 作業条件等の必要な情報を入力すると、化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分(バンド)が表示される。
 - バンドに応じた実施すべき対策及び参考となる対策シートが得られる。
- 注意点
 - 得られる対策シートはあくまで安全衛生対策の参考としていただく材料です。労働安全衛生法令によりばく露防止対策が規定されている場合は、それに基づいた対策を実施することが必要です。

用意するもの: SDS

各システムのステップは次のとおりです。

【液体または粉体を扱う作業(鉱物性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業を除く。)]



用意するもの: SDS

Step1 > Step2 > Step3 > Step4

ステップ1: リスクアセスメントを行う作業

まず始めに、リスクアセスメントを行う作業を決めます。

- ・どこで行っている、どのような作業か
- ・何人でしているか
- ・取り扱っている化学物質は何か またその性状はどのようなものか

有害性情報がわかるもの(容器に表示されたラベル、SDSなど)もご用意ください。

※ は必須項目です。

タイトル	<input type="text" value="洗浄作業"/>
担当者名	<input type="text" value="B係員"/>
作業場所	<input type="text" value="A室"/>
作業内容 ※	<input type="text" value="貯蔵及び保管"/> ▼
作業人数 ※	<input type="text" value="10人未満"/> ▼
液体・粉体 ※	<input checked="" type="radio"/> 液体 <input type="radio"/> 粉体
化学物質数 ※	<input type="text" value="3"/>

次へ

※本サイトでは、入力情報の収集・蓄積を行っていません。

Step 1 > **Step 2** > Step 3 > Step 4

ステップ2: 作業状況

どのような化学物質を、どのような状況で、どの程度の量、取り扱っているかを、それぞれの化学物質ごとに入力します。

※ は必須項目です。

政令番号: 化学物質名称 ※	<input type="text" value="トリメチルベンゼン"/> 検索 反映
GHS分類区分 ※	<input type="button" value="選択"/> (GHS分類区分を入力するための表が開きます。) 皮膚腐食性/刺激性 - 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 - 区分2 特定標的毒性(生殖毒性) - 区分3 特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分1 吸引性呼吸器有害性 - 区分1
沸点 ※	<input type="text" value="169"/> °C
取扱温度 ※	<input type="text" value="25"/> °C
取扱量単位 ※	<input type="radio"/> kL (取扱量ランク: 多量) <input checked="" type="radio"/> L (取扱量ランク: 中量) <input type="radio"/> mL (取扱量ランク: 少量)
許容濃度範囲	<input type="radio"/> ~0.05 ppm <input type="radio"/> 0.05~0.5 ppm <input type="radio"/> 0.5~5 ppm <input type="radio"/> 5~50 ppm <input type="radio"/> 50~500 ppm <input checked="" type="radio"/> 不明または 指定無し

表示されます

※「GHS分類区分」「沸点」「取扱温度」の入力がないものは評価の対象となりません。
(その化学物質は有害性がないものとして取り扱います。)

例：通知対象物質

トリメチルベンゼン 20%

キシレン 5%未満

エチルベンゼン 1%未満

他

リスクアセスメント実施レポート

タイトル	
実施担当者名	
作業場所	
作業内容	貯蔵及び保管
労働者数	10人未満

化学物質形態	液体
化学物質数	2

リスクレベル	有害性 ランク	揮発性 ランク	取扱量 ランク	化学物質名
4, S	D, S	中	中量	トリメチルベンゼン
4, S	D, S	中	中量	キシレン

リスク低減対策

リスクレベル	実施すべき事項
4	化学物質の使用の中止、代替化、封じ込めの実施 1) 原料の代替化 2) 工程の密閉化 など
S	皮膚や眼に対する保護具の使用 など

作業名	シート表題	管理対策シートNo
一般原則	一般原則	400
一般原則	皮膚や眼に有害な化学物質に対する労働衛生保護具	SK100
一般原則	呼吸用保護具の選び方と使い方	R100

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えします。



- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- ・「コントロール・バンディング」「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- ・担当者が、化学の関連分野に詳しくないので困っています。



050-5577-4862

soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。 [テクニル 相談窓口](#) [検索](#) と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。
*相談窓口開設期間は令和3年4月1日～令和4年3月18日までとなります。
*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和3年4月1日時点で674物質）には、次の3つの義務があります。

ラベルの表示
(譲渡提供する事業者)

SDSの交付
(譲渡提供する事業者)

リスクアセスメントの実施
(使用する事業者)

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

令和3年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸薬町2-5-3 5階

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145 E-mail : soudan@technohill.co.jp

<http://www.technohill.co.jp/>

職場で扱っている製品の
ラベル表示を確認しましょう。

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品の名称) △△△製品 ○○○○

(絵表示)



(注意喚起語)

危険

(危険有害性情報)

- ・引火性液体及び蒸気
- ・吸入すると有毒

(注意書き) **取扱い注意** (供給者の特定)

- ・火気厳禁
- ・防爆構造の器具を用いる

労働安全衛生法に関する化学物質管理の無料相談窓口を開設し、ラベル、SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えしています。

また、職場の安全サイトでは、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供していますので、是非ご活用ください。

6. 石綿による健康障害予防対策

現状

- 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人
- 石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる

法改正の契機

- 解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見された。

6. 石綿による健康障害防止

石綿障害予防規則の改正について

**ケイ酸カルシウム板第1種を
切断等する場合の措置の新設**

**石綿含有成形品に対する措置
の強化(切断等の原則禁止)**

2020年
10月
施行

事前調査方法の明確化

**分析調査を不要とする規定の
吹付け材への適用**

**事前調査及び分析調査結果の
記録等**

計画届の対象拡大

2021年
4月
施行

**負圧隔離を要する作業に係る
措置の強化**

**仕上塗材を電動工具を使用して
除去する場合の措置の新設**

**労働者ごとの作業の記録項目
の追加**

**作業実施状況の写真等による
記録の義務化**

**作業実施状況の写真等による
記録の義務化**

2022年
10→4月施行

解体・改修工事に係る事前調査 結果等の報告制度の新設

2023年
10月施行

事前調査・分析調査を行う者の要件新設

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているが事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から!!

※

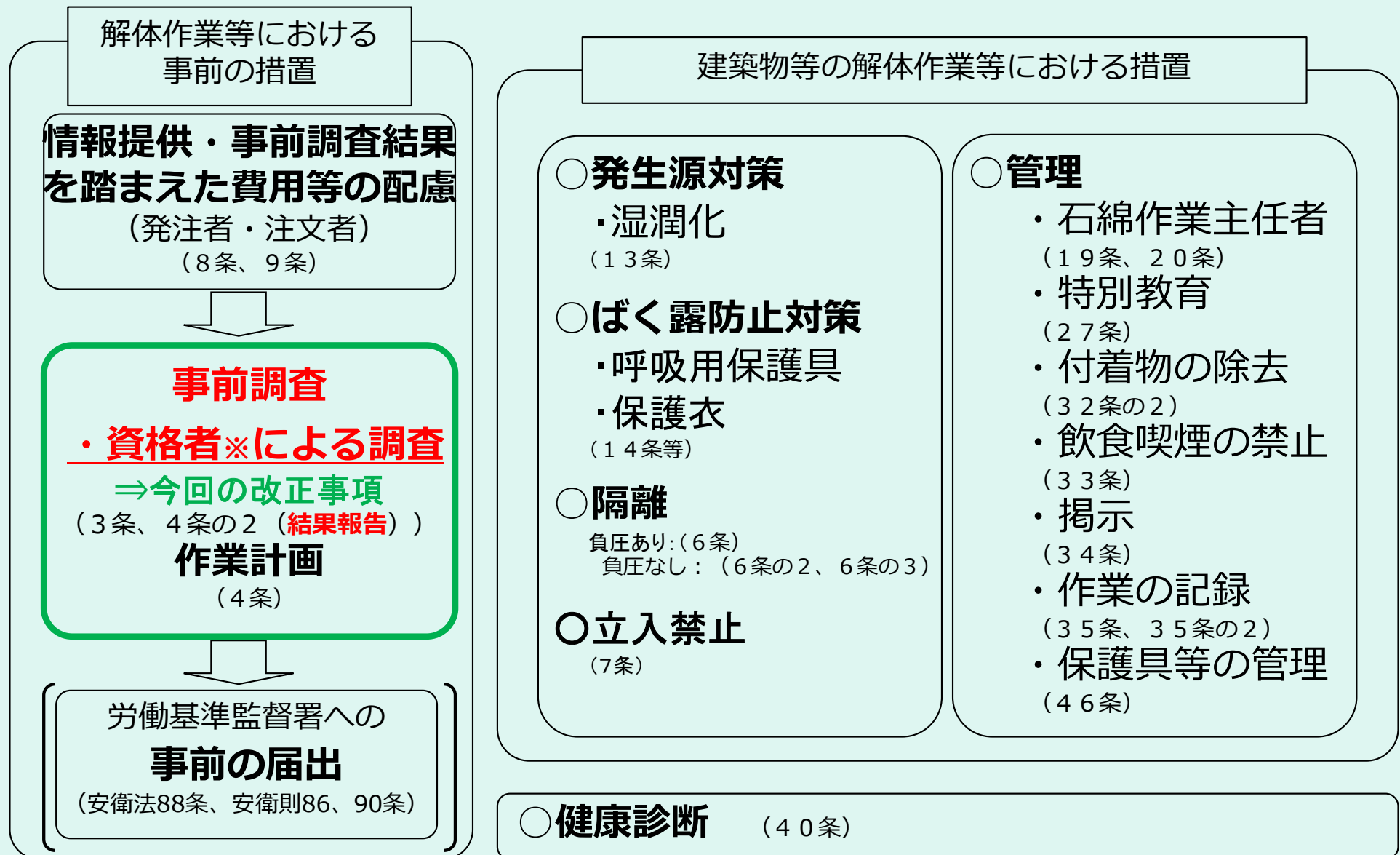
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイト
をご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ①



※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに、資格者による調査の実施が義務付けられている (R5年10月施行)

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ②

事前調査を行う者の要件の新設 (省令改正事項)

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※¹でなければならないこととする。

※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

① **特定工作物※²の解体等の作業**

② 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※³の除去等の作業）

とする。

※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

2026.1.1施行期日

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ③

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 新たに特定工作物として指定予定</p>	<p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>
<p>その他の工作物</p>	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※2に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ④

特定工作物の見直し (告示改正事項)

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

(現行の特定工作物告示に掲げる工作物) ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

講習内容等及び実施体制 (告示改正事項)

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラム

科目	内容	時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
工作物石綿事前調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間

7. 熱中症予防対策

※口頭説明

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
チュウイ カンパ



キャンペーン
実施要項

準備 キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。月別の熱中症による死傷者数を見ると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京港区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月 15時	ビルメンテ ナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けないけいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月 17時	陸上貨物 運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月 15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

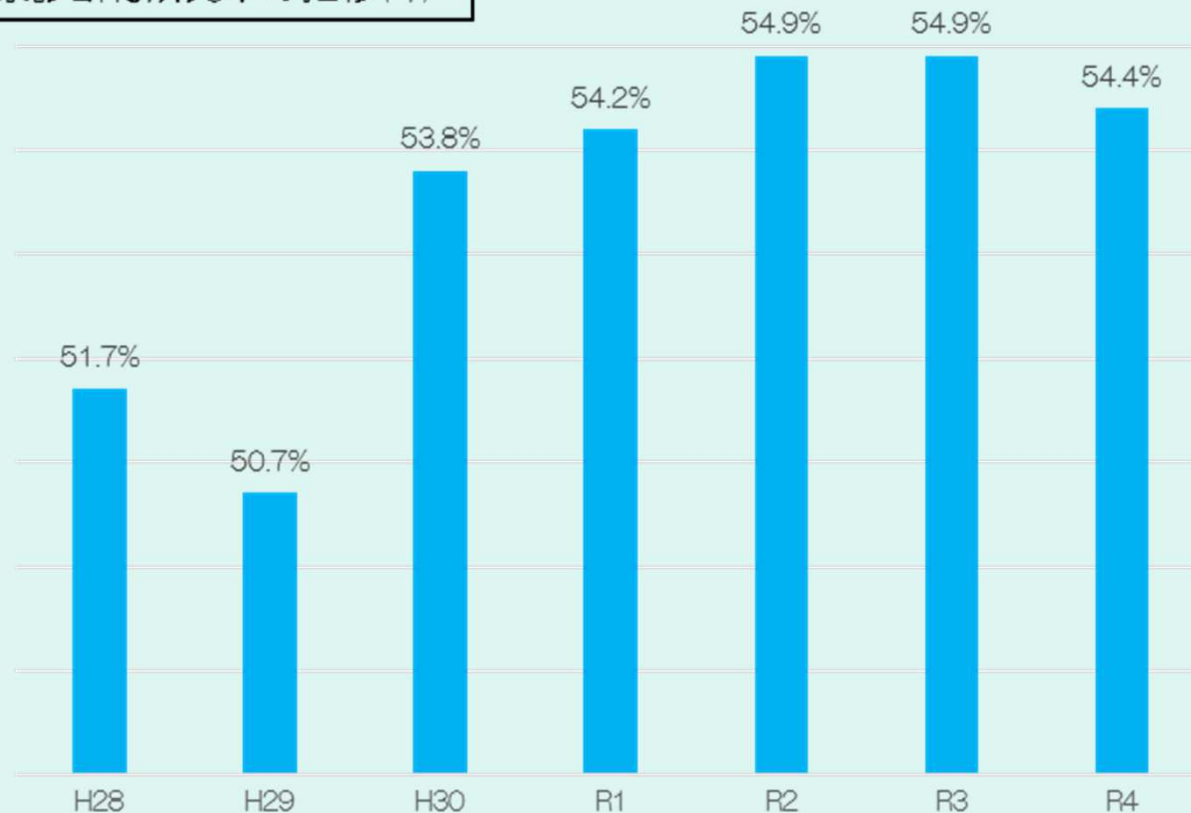
Ⅰ度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
Ⅲ度	意識障害、小脳症状（めまい）、けいれん発作（ひきつけ）



8. 「職場の健康診断実施強化月間」

- 中央署管内における定期健康診断全体の有所見者は**54.4%**と健康リスクは高止まり
- 特に血中脂質や血圧の有所見者の比率が多い

定期健康診断有所見率の推移(年)



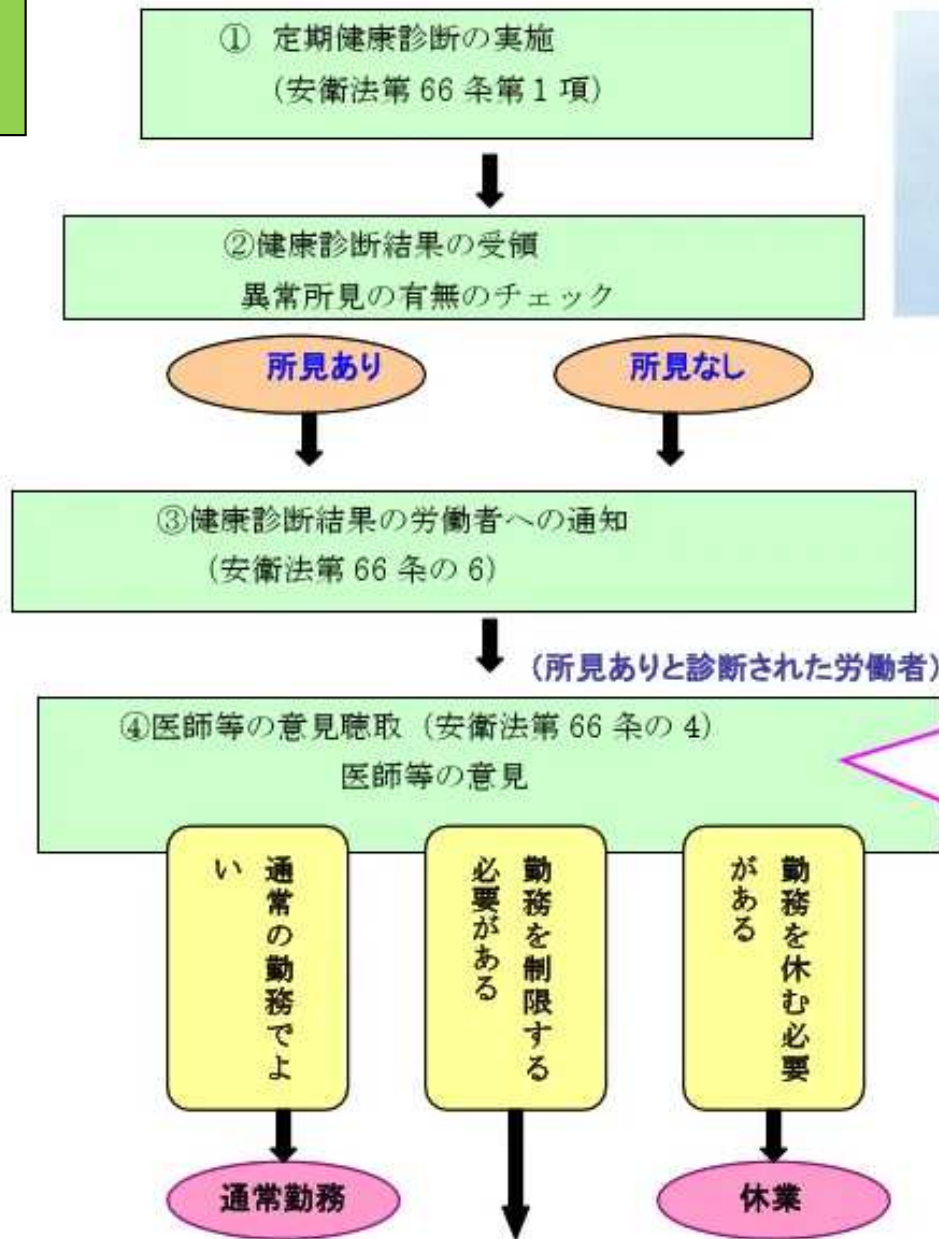
「職場の健康診断実施強化月間」

- ・平成25年度より毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っている。

- ・重点事項

- ① 健康診断および事後措置等の実施の徹底
- ② 健診結果に基づく必要な労働者に対する保健指導の実施（努力義務）等

一般健康診断の実施とその後の流れ



意見を聴く医師等

- ・産業医
- ・産業医の選任義務のない規模 50 人未満の事業場は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師等（地域産業保健センターの相談窓口の活用）

⑤就業上の措置の決定等（安衛法第 66 条の 5）

医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。

また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。

厚生労働省では、本年9月を「職場の健康診断実施強化月間」として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底することとしています。

以下の事項についてチェックし、実施できていない事項は改善してください。

◎このチェックリストの記入後は、令和5年10月24日（火）までに東京労働局健康課あてに健康課メールアドレス kankouka-tokuroku@hlw.go.jp 等にて報告していただくようご協力をお願いいたします。

なお、チェックリストは、東京労働局ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

https://isite.hlw.go.jp/tokro-roudoukouka/jirei-toukei/pamphlet-leaflet/anzen_eisei/_J55105.html

法人名・事業場名・事業場所在地	※事業場とは、支店、店舗、工場等の拠点を指します。	事業場の業種	
記入担当者所属部署名・電話番号	(担当者名の記載は不要です。)	事業場の労働者数	男 人 女 人 計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
ア 定期健康診断を、行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に実施した(右欄は記入不要)。 直近の健診実施時期 年 月。 <input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない。 (<input type="checkbox"/> コロナウイルスにより延期) (右欄へ)。	<input type="checkbox"/> 実施予定。 (年 月頃)。 <input type="checkbox"/> 実施時期未定。	
イ 特定業務従事者(深夜業等)に対する健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に実施した(右欄は記入不要)。 直近の健診実施時期 年 月。 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内に行っていない。 (<input type="checkbox"/> コロナウイルスにより延期) (右欄へ)。 <input type="checkbox"/> 該当業務なし(右欄は記入不要)。	<input type="checkbox"/> 実施予定。 (年 月頃)。 <input type="checkbox"/> 実施時期未定。	
ウ 有害業務(有機溶剤・特定化学物質等)従事者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 法律で定める期間以内を実施した。 (右欄は記入不要)。 直近の健診実施時期 年 月。 <input type="checkbox"/> 法律で定める期間以内に行っていない。 (<input type="checkbox"/> コロナウイルスにより延期) (右欄へ)。 <input type="checkbox"/> 該当業務なし(右欄は記入不要)。	<input type="checkbox"/> 実施予定。 (年 月頃)。 <input type="checkbox"/> 実施時期未定。	
エ 健康診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 保存あり <input type="checkbox"/> 保存なし。	
オ 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等からの意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。 <input type="checkbox"/> 該当者なし。	
カ 健康診断実施後の事後措置(作業の転換、労働時間の短縮など)を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。 <input type="checkbox"/> 該当者なし。	
キ 健康診断の結果、保健指導を実施していますか。(努力義務)		<input type="checkbox"/> 実施あり <input type="checkbox"/> 実施なし。	
ク 医療保険者から健康診断の記録の早しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」における義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です。		<input type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。 行っていない場合はその理由 <input type="checkbox"/> 事業主からデータ提供を求められたことがない <input type="checkbox"/> 業務上の都合からデータ提供が困難なため <input type="checkbox"/> データ提供することにより業務としての利益がない <input type="checkbox"/> その他()	

健康診断実施状況 チェックリスト

令和5年10月24日までに東京労働局健康課あてにメールにて報告ください。

お知らせ

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック!
最低賃金。



1,113

時間額
円

令和5年10月1日から

41円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

使いやすく
なりました!

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、拡充された業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ



快適に！

「目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場」

ご清聴有難うございました